

## 第 73 回県民スポーツ大会 開催要項

### 1 趣 旨

第 73 回県民スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの開催要項を定める。

### 2 主 催

佐賀県・全市町・関係市町教育委員会・公益財団法人佐賀県スポーツ協会

### 3 主 管

県民スポーツ大会実行委員会・開催競技団体

### 4 開催期日

- (1) 得点競技 . . . . . 令和 2 年 10 月 17 日（土）・ 18 日（日）
- (2) 公開競技 . . . . . 関係競技団体の実施要項による。

### 5 開催地

- (1) 得点競技 . . . . . 別紙競技一覧による。
- (2) 公開競技 . . . . . 関係競技団体の実施要項による。

### 6 実施内容

- (1) 開 会 式 今大会は新型感染症拡大防止の観点から 3 密回避ができないため中止。
- (2) 閉 会 式 競技別に実施する。
- (3) 実施競技
  - ① 得点競技および公開競技とする。
  - ② 得点競技
    - ①水泳（中止） ②陸上競技 ③サッカー ④テニス（中止） ⑤バレーボール（中止）
    - ⑥バスケットボール ⑦ソフトテニス ⑧卓球（中止） ⑨軟式野球 ⑩相撲 ⑪柔道（中止）
    - ⑫ソフトボール ⑬バドミントン ⑭弓道 ⑮剣道（中止） ⑯空手道 ⑰ボウリング
    - ⑱ゲートボール ⑲ゴルフ ⑳グラウンド・ゴルフ
  - ③ 得点競技の出場枠及び得点基準は、別に定める一覧表による。
  - ④ その他競技に関することは、競技別実施要項の定めるところによる。

### 7 参加資格及び制限

- (1) 得点競技
  - ① 県内の市町に住民票（又は特別永住者証明書）を置く者で、引き続き当該地に居住していること。但し、居住地からの出場要請がない場合は勤務地の市町からの出場を認める。
  - ② 大学生については、居住地からの出場要請がない場合は出身中学校区の市町からの出場を認める。
  - ③ 2020 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上（全日制高校生を除く）であること。
  - ④ 年齢制限のある競技においては、2020 年 4 月 1 日現在の満年齢とする。
  - ⑤ その他の参加資格及び年齢制限等については、別に定める競技別実施要項による。
  - ⑥ 市町予選会終了後、大会当日までに転勤等で県内において居住地の変更があった場合は、当該年度に限り変更前の居住地から出場できる。
- (2) 公開競技
  - 関係競技団体の実施要項による。

## 8 得 点

競技得点は、各種別の第1位から第8位までの市町に与える。但し、同順位の場合は、次の順位のものを加え等分する。

### (1) 競技得点

各種別の第1位に40点、第2位35点、第3位30点、第4位25点、第5位20点、第6位15点、第7位10点、第8位5点とする。

但し、個人競技については、市の部・町の部それぞれの第1位に40点、第2位35点、第3位30点、第4位25点、第5位20点、第6位15点、第7位10点、第8位5点とする。

但し、市の出場枠が2チームである種別について、2チーム参加した市の得点は、いずれか上位のチームの得点とする。

### (2) 参加点

競技種別毎に、9位以下の市町に1点の参加点を与える。

但し、棄権等による欠場、もしくは参加資格及び制限等の違反による出場取り消しを受けた場合は与えられない。

## 9 表 彰

(1) 獲得した競技得点を合計し順位を決定する。また、同点の場合は、順位を共有するものとする。

(2) 総合順位を市の部・町の部に分け、それぞれの第1位に知事杯を授与し、それぞれ第3位までを表彰する。

(3) 前大会より飛躍が顕著だった市町に躍進賞・敢闘賞を授与する。但し、市の部、町の部それぞれ3位までに入賞した市町を除く。躍進賞、敢闘賞の選定要領については別に定める。

## 10 参加申込み

### (1) 得点競技

① 参加申込みは、市町体育協会（スポーツ協会）が行う。

② 参加申込書は、所定の様式により3部（コピー可）作成し、市については 8月17日（月）、町については 8月18日（火）に大会実行委員会事務局（県スポーツ課）へ2部提出し、残りの1部を各市町体育協会（スポーツ協会）の控えとする。

③ 申込後の選手変更は、原則として認めない。但し、傷病その他の理由でやむを得ず変更する場合は、別紙様式による変更届を競技団体に提出し、承認を得なければならない。

### (2) 公開競技

関係競技団体の実施要項による。

## 11 市町予選会

(1) 得点競技に参加する選手の選考は、市町予選会を行うことを原則とする。

(2) 市町予選会の開催要項は、その主催団体において、県民スポーツ大会要項に準じて別に定めるところによる。

## 12 医療救護について

参加の事故については、各会場に救護員を配置し応急処置は施すが、それ以外は責任を負わないので、参加にあたっては、一日傷害保険等に加入しておくこと。